

さいたま市教育委員会会議

(定 例 会)

令和7年3月19日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和7年3月19日（水）

午後1時30分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第11号 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第12号 さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

議案第13号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

議案第14号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

議案第15号 さいたま市立浦和大里小学校プールの管理運営に関する規則の制定について

議案第16号 さいたま市教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

議案第17号 さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第18号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第19号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱及び任命について

【非公開案件】

議案第20号 さいたま市文化財保護審議会委員の委嘱について

【非公開案件】

議案第21号 さいたま市博物館協議会委員の任命について

【非公開案件】

3 そ の 他

いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査結果の報告について

【非公開案件】

4 閉 会

議案第11号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和7年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>管理部 [略] 教育政策室 <u>武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室</u> [略] 学校施設管理課 <u>企画管理係</u> 施設第1係 施設第2係 [略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部 [略] 教育政策室 (1)～(5) [略] <u>武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室</u> (1) <u>武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の開校</u> <u>(他の所管に属するものを除く。)</u> <u>に関</u> <u>すること。</u> [略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>管理部 [略] 教育政策室 [略] 学校施設管理課 施設第1係 施設第2係 [略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部 [略] 教育政策室 (1)～(5) [略] [略]</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

組織改正及び事務分掌の変更に伴い、さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和7年4月1日です。

議案第12号

さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和7年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会公告式規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(規則等の公布) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 規則等の公布は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号） <u>第2条第2項の例</u> によりこれを行う。	(規則等の公布) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 規則等の公布は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号） <u>第2条第2項に規定する掲示場に掲示して</u> これを行う。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

- ・ さいたま市公告式条例の一部改正に伴い、さいたま市教育委員会公告式規則の所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- ・ 規定の整備（第2条 第3項）

（施行期日） 令和7年4月1日

議案第13号

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議を、別紙のとおり制定する。

令和7年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育委員会への委任事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例(令和7年さいたま市条例第15号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 第3条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。</u></p> <p><u>イ 第4条の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。</u></p> <p><u>ウ 別表(第2条関係)備考第5号に規定する回数券を発行すること。</u></p>	<p>(教育委員会への委任事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>
<p>(副教育長等への補助執行事項)</p> <p>3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>教育振興基金、学校災害救済基金及び文化財保存活用基金の管理に関すること。</u></p> <p>(12)～(13) [略]</p>	<p>(副教育長等への補助執行事項)</p> <p>3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>教育振興基金及び学校災害救済基金の管理に関すること。</u></p> <p>(12)～(13) [略]</p>

附 則

(施行期日)

この協議は、令和7年4月1日から効力を生じるものとする。

提案理由

さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例及びさいたま市文化財保存活用基金条例の制定に伴い、市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき定められた、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行の一部を改正するため、市長と協議するものです。

議案第14号

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、別紙のとおり市長と協議する。

令和7年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱（平成29年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）	
校長	I 学校経営の改善及び運営管理	校長	I 学校経営の改善及び運営管理
	II <u>教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善</u>		II <u>開かれた学校づくり</u>
	III <u>地域とともにある学校づくり</u>		III <u>施設・事務等の管理及び予算運用</u>
	IV <u>施設・事務等の管理及び予算運用</u>		IV <u>教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善</u>
	V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握		V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握
副校長・教頭	I 学校運営の改善及び運営管理	副校長・教頭	I 学校運営の改善及び運営管理
	II <u>教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善</u>		II <u>開かれた学校づくり</u>
	III <u>地域とともにある学校づくり</u>		III <u>施設・事務等の管理及び予算運用</u>
	IV <u>施設・事務等の管理及び予算運用</u>		IV <u>教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善</u>
	V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握		V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の規定に基づき、人事評価に関し必要事項については、地方公共団体の長に協議しなければならないため、別紙のとおり市長と協議するものです。

議案第15号

さいたま市立浦和大里小学校プールの管理運営に関する規則の制定について

さいたま市立浦和大里小学校プールの管理運営に関する規則を、別紙のとおり制定する。

令和7年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立浦和大里小学校プールの管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例（令和7年さいたま市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、条例第1条の規定による使用（以下「一般使用」という。）に係るさいたま市立浦和大里小学校のプール（以下「プール」という。）の管理運営に関する事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 プールの一般使用については、さいたま市財産規則（平成13年さいたま市規則第68号）及びさいたま市立学校施設使用規則（平成16年さいたま市教育委員会規則第5号）の規定は、適用しない。

(管理運営)

第3条 一般使用に係るプールの管理運営については、市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(開場日等)

第4条 条例第5条に規定する教育委員会規則で定める開場日及び開場時間は、次項に定める休場日を除き、次に掲げる範囲内において委員会が定める。

(1) 開場日 1月4日から12月28日まで

(2) 開場時間 午前9時から午後9時まで

2 一般使用に係るプールの休場日は、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）とする。

3 委員会は、前2項の規定にかかわらず、プールの管理上必要があるときは、臨時に休場し、若しくは休場日に開場し、又は開場時間を変更することができる。

(使用者登録)

第5条 プールについて一般使用をしようとする者は、あらかじめ使用者登録を受けなければならない。

(使用許可等)

第6条 プールについて一般使用をしようとする者は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用券(様式第1号。以下「使用券」という。)の購入によりその許可を申請するものとする。ただし、専用使用をしようとする者は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用許可申請書(様式第2号)により委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、次の各号に該当すると認めるときは使用を許可しない。

(1) プールにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とする行為に使用するとき。

(3) プールの管理上支障があるとき。

(4) 学校教育上又は学校管理上支障があるとき。

(5) 前各号のほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

3 委員会は、第1項の規定により申請をした者にプールの使用を許可したときは、使用料の納付を確認の上、使用券を交付するものとする。

4 専用使用の受付を開始する日は、使用しようとする日の属する月の前月の10日からとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第3条の規定により使用料を減額し、又は免除する割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 市が主催するスポーツ、レクリエーション等に使用する場合
100分の100

(2) 市が経費の一部を負担して共催するスポーツ、レクリエーション等に使用する場合 100分の50

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者の介護者（障害者1人につき、障害者に付き添っている者が2人以上いる場合は、1人に限る。）が使用する場合 100分の50

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき
委員会その都度定める割合

2 プールの使用料の減免を受けようとする者は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用料減免申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。ただし、前項第3号の規定により減免をする場合には、同号に規定する手帳を提示することによって申請することができる。

（使用料の還付）

第8条 条例第4条ただし書に規定する特別な理由があると認めるときは、第6条第3項の規定によりプールの使用の許可を受けた者（以下「プール使用者」という。）の責めに帰することができない事由によりプールの使用ができなくなった場合とし、還付する使用料の額は既納の使用料の全額とする。

2 プールの使用料の還付を受けようとする者は、さいたま市立浦和大里小学校プール使用料還付申請書（様式第4号）に使用券を添えて委員会に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第9条 委員会は、プール使用者が次のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又はプールの使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (3) この規則に基づく許可の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故により、プールの使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第10条 プール使用者は、その使用が終ったときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消し、制限、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 プール使用者は、故意又は過失によりプールを損傷し、又は滅失したときは、委員会が指定する期間内にその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(回数券)

第12条 回数券（様式第5号）の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 440円券6枚つづり 2, 200円

(2) 220円券6枚つづり 1, 100円

2 回数券の有効期限は発行日から半年とする。

3 回数券の再発行は、しないものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日	No.	通常使用
さいたま市立浦和大里小学校プール 使用券 一般 440円 (当日限り有効)		
さいたま市教育委員会		

年 月 日	No.	専用使用
さいたま市立浦和大里小学校プール 使用券 一般 660円 (1時間)		
さいたま市教育委員会		

年 月 日	No.	通常使用
さいたま市立浦和大里小学校プール 使用券 児童・生徒 220円 (当日限り有効)		
さいたま市教育委員会		

年 月 日	No.	専用使用
さいたま市立浦和大里小学校プール 使用券 児童・生徒 320円 (1時間)		
さいたま市教育委員会		

様式第2号（第6条関係）

さいたま市立浦和大里小学校プール使用許可申請書

令和 年 月 日

（申請先）

さいたま市教育委員会

申請者 団体名
（代表者）氏 名
電 話 （ ）
（事務担当者）
氏 名
電 話 （ ）

さいたま市立浦和大里小学校プールを使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 年 月 日	年 月 日 曜日
使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで

様式第3号（第7条関係）

さいたま市立浦和大里小学校プール使用料減免申請書

令和 年 月 日

（申請先）

さいたま市教育委員会

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話 （ ）

（団体の場合の事務担当者）

所 属

氏 名

電 話 （ ）

さいたま市立浦和大里小学校プールの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します

使 用 目 的	
使 用 年 月 日	年 月 日 曜日
使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで
減免を申請する理由	
減 免 の 金 額	円
備 考	

様式第4号（第8条関係）

さいたま市立浦和大里小学校プール使用料還付申請書

令和 年 月 日

（申請先）

さいたま市教育委員会

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話 （ ）

（団体の場合の事務担当者）

所 属

氏 名

電 話 （ ）

さいたま市立浦和大里小学校プールの使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します

使 用 年 月 日	年 月 日 曜日
使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで
還 付 の 理 由	
還 付 金 額 及 び 算 出 基 礎	円

様式第5号（第12条関係）

発行日

さいたま市立浦和大里小学校プール

回数券

一般 440円

有効期限：発行日より半年間

さいたま市教育委員会

発行日

さいたま市立浦和大里小学校プール

回数券

児童・生徒 220円

有効期限：発行日より半年間

さいたま市教育委員会

さいたま市立浦和大里小学校プールの管理運営に関する規則の制定について

1 提案理由

- ・ さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例の制定に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めるとともに、管理運営に関する事項を定めるため、規則の制定を行うもの。

2 規則の概要

- ・ 開場日等（第4条）
- ・ 使用料の減免（第7条）
- ・ 使用料の還付（第8条）

3 根拠となる法令

- ・ さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例（令和7年さいたま市条例第〇〇号）

（施行期日） 令和7年8月1日

（同条例第5条において、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるとしている。）

参考資料

さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲内で、さいたま市立浦和大里小学校のプール（以下「プール」という。）をさいたま市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年さいたま市条例第57号）第2条の規定により廃止された沼影公園屋内プールの機能を代替するための施設としてスポーツ及びレクリエーションの活動のために使用する場合に係る使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 使用料の額は、別表に定める額とする。

2 使用料は、前納とする。ただし、前納をした使用料に不足額が生じた場合は、退場時に精算しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、プールの開場日、開場時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		金額		摘要
通常使用	一般	1回につき440円		1 専用使用は、通常使用に支障のない場合に限る。
	児童・生徒	1回につき220円		
専用使用	一般	1コース1時間につき660円	時間外使用1時間につき660円	2 幼児の使用については、付添人がある場合に限る。
	児童・生徒	1コース1時間につき320円	時間外使用1時間につき320円	

備考

- 1 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒並びにこれらの者を中心に構成される法人その他の団体をいい、「一般」とは、児童・生徒及び義務教育諸学校に就学前の幼児以外のものをいう。
- 2 「専用」とは、団体（10人以上の者が合同してプールを使用する者の集団をいう。）が同一のコースを使用する場合をいう。
- 3 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、上記の表の金額にそれぞれ当該金額100分の100に相当する額を加えた額とする。
- 4 時間外使用に係る使用料は、プールの使用の許可に係る使用時間を超過した場合に徴収する。この場合において、当該使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 5 使用料は、上記の表の金額から割引をした額をもって市長が発行する回数券により支払うことができる。

議案第16号

さいたま市教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

さいたま市教育職員免許状再授与審査会規則を、別紙のとおり制定する。

令和7年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の規定により読み替えて適用する教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、さいたま市教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他さいたま市教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、公開しない。

(委員でない者の出席)

第7条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育関係職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(会長への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

1 提案理由

- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）が施行されたことに伴い、規則の制定を行うもの。

2 制定の概要

- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第6条の規定に基づき、さいたま市教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。

（施行期日） 令和7年4月1日

参考資料

教育職員免許状再授与審査会 関係法令抜粋

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

第22条（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

特定免許状失効者等（教育職員免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

第23条（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

前条第2項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

- 2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則

第3条（都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員）

都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

第4条（会長）

審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第5条（議事）

審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者

等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

第6条（雑則）

前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

教育職員免許法

第4条（種類）

免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

- 3 特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

第5条（授与）

普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- (1) 十八歳未満の者
 - (2) 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - (5) 第11条第1項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する

第16条の2（特定免許状失効者等に係る免許状の再授与）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等（第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。

構造改革特別区域法

第1条（目的）

この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第19条（教育職員免許法等の特例）

市町村の教育委員会が、第12条第1項に規定する特別の事情、第13条第1項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第4条第1項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第9号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第2条第2項中「免許状」とあるのは「免許状（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第5条第6項中「教育委員会（）」とあるのは「教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。）」と、同法第9条第2項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第20条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第3中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第15条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条第1項の規定による認定を受けた市町村（以下この項及び第22条第2項において「認定市

町村」という。)の教育委員会を含む。以下同じ。)」と、「当該都道府県」とあるのは「当該都道府県(認定市町村においては当該認定市町村)」と、第22条第2項中「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会(認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。次条において同じ。)」とする。

- 3 その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する給料その他の給与をいう。)又は報酬等(同法第1条に規定する報酬等をいう。)を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

議案第17号

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和7年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則(令和6年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

教育職員特別免許状検定授与願

（宛先）

さいたま市教育委員会

ふりがな			生年月日	年	月	日
氏名						
本籍地	都府県	電話番号				
現住所						
勤務（予定）校						
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員免許状の授与を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
授与を受けようとする免許状の種類						
同上の教科・教育領域						
出願の根拠法令						

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

- ・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

2 制定の概要

- ・ 懲役及び禁固が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることに伴い、教育職員免許法の一部が改正になることから、さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則を整備するもの。

（施行期日） 令和7年6月1日

3 根拠となる法令

- ・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）

（施行期日） 令和7年6月1日

（同法第211条において教育職員免許法の一部を改正している。）

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、さいたま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条に規定する教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）の特例に基づき授与する教育職員の特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）に関し、必要な事項を定め、もってさいたま市における学校教育の効果的な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「受検者」とは、特例特別免許状の授与に係る免許法第6条第1項に規定する教育職員検定（以下「検定」という。）を受ける者をいう。

（申請書類）

第3条 受検者は、特例特別免許状の授与に係る検定を申請するときは、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 教育職員特別免許状検定授与願

(2)～(7) (略)

2～6 (略)

第4条～第9条 (略)

議案第18号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和7年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域	学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域
さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	<u>81</u> (<u>肢体不自由教育部門57</u>)	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	[略]	さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	<u>66</u>	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	[略]
	中学部	[略]	・知的障害教育部門24)	学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの			中学部	[略]		学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの	
	高等部	[略]		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの又は知的障害であるもの			高等部	[略]		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの又は知的障害であるもの	
さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	[略]	さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	[略]
	中学部	[略]		学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの			中学部	[略]		学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの	

高等部	[略]	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの	高等部	[略]	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの
			学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は20学級を上限とする。		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

さいたま市立特別支援学校の別表（第2条関係）の定員数の上限を変更するため、また、別表（第2条関係）欄外に定めていた学級数を削除するため、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和7年4月1日です。